

○奈良県広域消防組合契約制度等審査会規程

平成26年4月1日訓令甲第7号

改正

平成27年4月1日訓令甲第2号

平成29年3月30日訓令甲第4号

令和3年4月1日訓令甲第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、奈良県広域消防組合契約規則（平成26年規則第33号）その他法令に定めがある場合を除くほか、建設工事等（建設工事、建設コンサルタント業務、役務の提供又は物品の調達その他をいう。以下同じ。）の契約事務の適正な執行を図ることを目的とし、奈良県広域消防組合に奈良県広域消防組合契約制度等審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員により構成する。

2 会長は、総務部長をもって充てる。

3 副会長は、警防部長をもって充てる。

4 委員は、奈良県広域消防組合消防本部の課長のうちから、次の職にある者をもって充てる。ただし、審議事項について、本人又は3親等以内の親族の利害に関係のある者は会議に加わることができない。

(1) 組合事務局調整課長

(2) 財政課長

(3) 施設管理課長

(4) 職員課長

(5) 警防課長

(6) 救急課長

5 会長は、審査会において必要と認めるときは、前項に掲げる者のほか、入札制度、契約制度（以下「契約制度」という。）その他関係法令に関して優れた識見を有する者を審議に参加させることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、やむを得ない場合は、持ち回り審議をもってこれに代えることができる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情処理、入札談合情報に関する処理、指名停止措置における苦情処理に関する審議又は会長が審査会に諮り非公開が適当と判断した場合は、非公開とすることができる。

(審議事項)

第5条 審査会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 契約制度に係る適正化の促進を図るため、必要な事項の調査検討及び制度の改善に関すること。
- (2) 競争入札参加者及び随意契約の見積参加者に係る適格性の審査及び資格の判定に関すること。
- (3) 入札等参加資格保有者（奈良県広域消防組合競争入札等参加資格審査申請要綱第5条に規定する資格審査結果の通知を受けた者をいう。）の入札参加停止に関すること。
- (4) 建設工事等の発注における業者選定に関すること。
- (5) 契約制度の苦情処理等の審査に関すること。
- (6) その他契約制度並びに建設工事等の発注及び入札執行に関し、管理者が必要と認める事項に関すること。

(意見の聴取等)

第6条 審査会が必要と認めたときは、会長は関係者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(管理者への報告)

第7条 会長は、第4条第2項により議決を決したときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、財政課において行う。

(守秘義務)

第9条 審査会を構成する者は、会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(組合市町村の協力)

第10条 第5条に規定する審議事項において、事務の合理化を図るため組合市町村（奈良県広域消防組合規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）第2条に定める組合市町村をいう。）に協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令甲第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓令甲第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令甲第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。